

令和5年度 第3回 四街道市地域包括支援センター運営等協議会

令和6年2月21日（水）19：00～
四街道市保健センター 3階 大会議室

会議次第

1. 開 会

- ① 福祉サービス部長あいさつ

2. 議 事

- ① 令和6年度事業計画について（報告）【資料1】
- ② 令和6年度予算について（報告）【資料2】
- ③ 地域包括支援センターの事業評価について（報告）【資料3】
- ④ 指定介護予防支援等の再委託について
 - (1) 指定介護予防支援等の再委託の要件について（報告）
【資料4－1】
 - (2) 指定介護予防支援等の再委託事業所の承認について（事後承認）
【資料4－2】
- ⑤ その他
 - (1) 地域包括支援センターの今後の整備方針等について【資料5】

3. 閉 会

令和5年度 第3回
四街道市地域包括支援センター運営等協議会資料

令和6年度事業計画

令和6年 2月
四街道市 福祉サービス部 高齢者支援課

【目次】

1 担当圏域の現状と課題	1ページ
2 組織・運営体制	2ページ
3 総合相談支援業務	3ページ
4 権利擁護業務	4ページ
5 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	5ページ
6 地域ケア会議推進業務	6ページ
7 介護予防ケアマネジメント業務	7ページ
8 指定介護予防支援業務	8ページ
9 認知症地域支援・ケア向上事業	9ページ
10 認知症初期集中支援推進事業	10ページ
11 生活支援体制整備事業	11ページ
12 基幹型業務	12ページ
13 (参考)職員体制	13ページ

1 【担当圏域の現状と課題、重点的な取り組み事項】

四街道市地域包括支援センター(西中学校地区、北中学校地区)

【 地域の現状と課題 】

- ・古い戸建て住宅の密集地域は、近所のつながりが薄くネットワークがうまく作れていない。また、家が点在している開拓地は、住民間の見守りや支援が難しいため、老人ホーム等の施設とのつながり作りを検討しつつ実施している。
- ・サロン等の集う場所が作られた地域では、住民がつながり、ネットワークを活用した見守りや支援が行われている。
- ・各地域共通で「認知症の方を地域で支える」、「認知症家族の孤立化」、「介護予防の集いの場所がない」、という共通の課題があるが、上記のように地域ごとに現状が異なる。
- ・虐待につながる可能性のある「8050」をはじめとする、複雑な問題を抱える家族の相談が増加している。

【 重点的な取組事項 】

- ・認知症の方の個別地域ケア会議を開催し、支援者が地域住民と繋がり、本人の困りごとの解決に向け支援できるネットワークを構築する。また、チームオレンジを結成し、地域の特性にあった新たな社会資源として構築していく。
- ・令和5年度に把握した各地域の課題に即した社会資源の構築支援を行う。
- ・多問題家族の課題について、関係者や地域の支援者と連携して取り組めるよう、職員の勉強会や事例検討などを社会福祉協議会と共に実施していく。

四街道市みなみ地域包括支援センター(四街道中学校地区、旭中学校地区)

【 地域の現状と課題 】

- ・総合相談では、多問題を抱える相談が増え、対応が難しい案件や認知症についての相談が増えている。
- ・高齢者の特殊詐欺の注意喚起の為、出前講座に力を入れ多く開催したが、特殊詐欺や消費者被害額が増加している。このような案件の相談者は、認知機能が低下している方が多い。
- ・認知症行方不明高齢者が増えているため、行方不明にならないよう対策を行う必要がある。
- ・個別地域ケア会議を開催したが、多職種の参加が少ない状況である。また、個別地域ケア会議の開催や、地域の助け合いにつなげることができている地域とそうでない地域があり、住民の助け合いについて地域格差もある。

【 重点的な取組事項 】

- ・多問題、重層的な問題を抱える家族への支援を各職員が行えるようにするために、職員の資質向上を行う。また、関係機関と連携を取りながら、課題解決に向けた支援を意識して相談対応を行っていく。
- ・認知症行方不明者への対策を広めていく。
- ・多職種の参加がある個別地域ケア会議を開催する。今まで開催できていない地域に対して開催できるよう働きかけ、地域の助け合い活動にもつなげていく。

四街道市千代田地域包括支援センター(千代田中学校地区)

【 地域の現状と課題 】

- ・地域の絆が強く住民同士の支えあいが根付いている。支援する側も高齢化しており、時には要支援者から友人・知人に関する相談がある。支援者・要支援者の区別なく、相互に支えあう関係が成り立っている。
- ・「自分が利用することになるとは思わなかった」という方、要支援者は支援者にはなりえないと考えている方も少なくない。
- ・地域診断により、前期高齢者の介護リスクが高い事から、介護問題を他人事ととらえる人の割合は増えていくと予想される。絆の強い地域性ゆえに、地域とのつながりを持つことに不安を訴える人達がいる現状もある。

以上より、支援が必要な状態になっても、自ら発信できない、あるいは自ら発信することを躊躇する方達へのアプローチの方法を検討していく事が課題となる。

【 重点的な取組事項 】

- ・個別のケースに丁寧に対応する事を重点に置く。情報は包括内で共有し、職種に応じた対応ではなく、一人の人が複数の問題を抱えている事を考慮し、一体的な対応が出来る事業を展開していく。身体的疾患や精神的疾患を抱えた方の支援には、多職種との連携が欠かせない事から、情報提供だけでなく、チームで支える関係を構築していく。多職種連携を行うことにより、自ら発信できない方達の情報を収集する事にもつなげていく。
- ・また、前期高齢者に向けたアプローチを検討し、出前講座や周知方法の構築を行っていく。出前講座では場所の確保が問題になるため、地域の生活支援コーディネーターやチーム千代田と連携して、講座が定着できるようにしていく。

2 【組織・運営体制等】

令和6年度 運営方針		
<ul style="list-style-type: none"> 担当圏域の地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行う。 地域が抱える課題を把握し、解決に向けて、市及び関係機関、団体とともに取り組む。 各包括間の情報共有等を行い、連携を図りながら業務を行う。 		
【基幹型】	【みなみ】	【千代田】
<p>・課題解決に向け、「職員間で早期に相談すること」を意識し、認知症地域支援推進員、生活支援コーディネーター、その他関係機関の担当者と連携を図る。</p> <p>・朝礼時に市内全域に共通する新たな取組みや権利擁護に関する課題等を確認し、速やかに地域型包括支援センターや他事業所に情報を発信し、市内全域で取り組むべき活動が円滑に推進できる様働きかける。</p>	<p>・「地域包括支援センター事業計画」が適切に実行されているか定期的に進捗状況のチェックと業務改善に向けた取り組みを行っていく。</p> <p>・総合相談や個別地域ケア会議等を通して得た地域課題やニーズを市と共有し関係機関と協働のもと課題解決に向けた取り組みを行っていく。</p> <p>・多様な相談ニーズに対応できるよう職員のスキルを向上させていく。</p> <p>・個人情報保護法を順守し、個人情報の取り扱いについて定期的に職員間で確認を行う。</p> <p>・「ヒヤリハット報告」や「苦情報告」について、速やかに対応策を検討しセンター内で共有することで、事故防止や利用者の満足度向上に繋げていく。</p>	<p>・地域住民の間では、何かの時のために「包括に挨拶に行くように」との話が伝わっており、地域に根差しつつある。</p> <p>・包括職員は住民と過度に密着することなく、適度な距離感を保つことを心掛け、公平中立な支援を行っていく。</p> <p>・外部研修や他機関との勉強会に参加する機会を作り、職員のスキルアップを図っていく。</p> <p>・個別ケースへは、アセスメントに基づいた丁寧な対応を心掛ける事で、地域の状況や課題を把握していく。また、職員間で情報共有を行い、すべての職員が状況に応じた対応ができるよう環境を整えていく。</p>

3 【総合相談支援業務】

令和6年度 運営方針		
<ul style="list-style-type: none">・地域の社会資源やニーズを把握し、相談時に適切な情報を提供し、相談活動を効果的・効率的に行う。・専門的な関与や緊急対応が必要な場合には、より詳細な情報収集を行い、課題を明確にした上で適切なサービスや制度につなぐ。		
令和6年度 事業計画		
【全包括協働で行うこと】 <ul style="list-style-type: none">・地区民生委員児童委員協議会の会合等に伺うなどにより、民生委員と顔の見える関係を維持し、地域の気になるケースについて気軽に相談につないでもらう関係をつくる。・地域のネットワークを構築し、強化するため、民生委員、自治会、地区社協、シニアクラブ等、地域の高齢者の情報が集まりやすい場に出向き、センターの周知を行う。		
【基幹型】 <ul style="list-style-type: none">・相談時には関係資料や地域資源等の適切な情報を提供し、丁寧な相談援助を行う。・語り合いや介護情報の入手などにより介護家族の介護負担軽減を図ることを目的として介護家族等が集う会の開催支援を行う。・相談活動を効果的に行うため、相談場所の拡大として、栗山県営住宅のサロンの場で出張相談を行う。・相談が少なく、市民の状況を把握しにくい地区に出張相談の場を設け、地域から孤立している方の状況把握に努める。・新たに開設した萱橋台地区の週いち貯筋体操の場が、身近な相談の場としても活用できるよう地域住民や地域の専門職と協働し、環境づくりを進める。	【みなみ】 <ul style="list-style-type: none">・多問題・重層的な問題を抱える家族への支援を各職員が行えるよう、ケース検討や研修を通して課題解決に向けた相談対応を行っていく。・地域の社会資源やニーズを把握し、相談時に適切な情報提供を行うなどして、相談対応を効果的・効率的に行う。・地域のネットワークを活用し、支援を必要とする高齢者を早期に見出し相談対応を行う。・相談は課題解決を目指し、すぐに解決に至らないケースについては、地域のネットワークを活用しながら継続的な支援を行う。また、支援の取り残しのないよう定期的にモニタリングやフォローを実施する。・住民主体のサロンや体操教室などの継続、運営支援を行う。	【千代田】 <ul style="list-style-type: none">・相談対応は丁寧に聞き取りを行い、ニーズの把握を行っていくと共に、本人を置き去りにしない支援を心掛けていく。・支援者も高齢化していることから、地域の支え合いだけでは解決できない事もあるため、安心してサービスを選択できるよう、地域資源の把握を行い、たすけあい連絡会や有償ボランティア団体との連携を行っていく。

4 【権利擁護業務】

令和6年度 運営方針		
・地域の住民、民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のために必要な支援を行う。		
令和6年度 事業計画		
【全包括協働で行うこと】 <ul style="list-style-type: none">・成年後見制度の利用促進につながる講座やパンフレットの配布等をし、制度の周知を行う。・虐待防止ネットワーク会議（研修会）の実施。ネットワークづくりのための本会議のあり方を市と共同で検討し、そのうえで、より多くの職種が虐待防止の意識を高められる研修会を実施する。		
【基幹型】 <ul style="list-style-type: none">・相談があった際に連携できる支援団体先を広げ、それぞれの特徴を把握するとともに、ネットワーク強化を図る。・地域の専門職に向けて、県等主催の研修会を広報、周知し、参加を働きかける。・地域で講話する際や地区社協の役員を対象に、虐待防止のための啓発を行う。・警察や消費生活センターの協力を得て、特殊詐欺の最新情報を地域のケアマネジヤーやその他の関係者に周知する。・地域のサロンやふれあい交流会で、消費者被害防止のための啓発講話をを行う。	【みなみ】 <ul style="list-style-type: none">・高齢者虐待に至る前に対応ができるよう、日頃から関係機関と情報交換を行い、センター内で共有する。・センター内で権利を擁護するための支援について共有し、職員のスキルを向上していく。・成年後見制度について、実務に即した勉強会等を行い、対応力を向上させていく。・住民への周知のため、特に今まであまり行えていない成年後見制度や高齢者虐待についての周知を行う。消費者被害防止については継続して行う。	【千代田】 <ul style="list-style-type: none">・個別の相談には丁寧に対応し、権利擁護事業につなげているが、制度がある事は分かっているものの、実際の利用にはつながらないケースが見受けられる。・養護者世代である、50代60代へのアプローチを行う方法を検討し、制度の詳細について周知していくため、出前講座を充実させる。

5 【包括的・継続的ケアマネジメント支援業務】

令和6年度 運営方針

- ・介護支援専門員のニーズを把握し、情報提供や研修会等を実施することで介護支援専門員の支援を行う。
- ・介護支援専門員が介護サービス以外の様々な社会資源を活用できるよう支援する。

令和6年度 事業計画

【全包括協働で行うこと】

- ・3包括の主任ケアマネジャー間で定期的に連絡会を開催し、ケアマネジャーからの相談を基にケアマネジャー個人や事業所が持つ課題を抽出し、ニーズや課題に応じた事例検討会や研修等の企画・開催などを行う。また必要に応じ、高齢者支援課とも情報共有・連携を図っていく。
- ・ケアマネジャーから相談があった困難ケースに対応していくため、包括3職種で連携して、カンファレンスを開催するなど、ケアマネジャーや事業所の後方支援を行う。

【基幹型】

- ・ケアマネジャーから相談があつた困難ケースについては、地域ケア会議やカンファレンスを積極的に開催するなどして後方支援を行う。
- ・ケアマネジャーからの相談に対し助言のみをするのではなく、ケアマネジャー自身が課題に気づき、アセスメント力の強化につながるような相談を実施していく。そのため、包括職員のケアマネの相談振り返りを行い、スーパービジョンの経験を積んでいく。

【みなみ】

- ・地域のケアマネジャーが介護保険サービス以外の社会資源を活用できるよう、情報提供や地域との連携を推進していく。
- ・ケアマネジャーに個別地域ケア会議の理解と参加を促し、地域住民とのネットワークを繋げ、利用者のための連携支援が行えるよう協力体制を作っていく。
- ・ケアマネジャーが円滑に業務を行うことができるよう、地域サロンやシニア会等で、ケアマネジャーについてや、介護予防・自立支援に関する考え方を伝え、啓発していく。
- ・困難事例に対しては、カンファレンスの開催や同行訪問を通して、ケアマネジャーへの個別指導・助言を行う等の後方支援をしていく。

【千代田】

- ・市や基幹型包括、ケアマネジャー協議会と連携しながら事業を継続していく。
- ・市民向けの出前講座などにケアマネジャーの参加を促し、千代田包括の活動をケアマネジャーに周知していく。

6 【地域ケア会議推進業務】

令和6年度 運営方針

- ・自立支援型地域ケア会議を開催し、自立支援に資するケアマネジメントの支援を行うとともに、地域資源の把握、多職種の連携体制の構築を図る。
- ・本人を取り巻く多様な人々（直接のサービス提供に関わっていない第三者も含む）で、個別ケースの課題解決へ向けた支援内容を検討する事を通じ、課題解決を図るとともに、地域の課題を把握する。

令和6年度 事業計画

【全包括協働で行うこと】

- ・自立支援のための地域ケア会議を開催し、事例検討を行うことで、市内の医療・介護保険事業所が自立支援の考え方について共通理解できるようにしていく。
- ・自立支援のための地域ケア会議開催後、年度末に市と3包括で評価を行い、自立支援に必要な視点を伝えるための方策を検討し、次年度に向けて効果的な開催につなげる。また、個別地域ケア会議や自立支援のための地域ケア会議で抽出できた地域課題について、生活支援コーディネーター等と共有し、社会資源の創出につなげる。

【基幹型】

- ・個別地域ケア会議については3職種のほか、生活支援コーディネーターが加わったケース検討を毎月行い、必要なケースについて積極的に会議を開催する。
- ・地域ケア会議開催にあたり生活支援コーディネーターに参加を依頼し、当事者支援に併せて、情報収集により発見した地域課題の解決や、社会資源創出等の支え合いのある地域づくりにつなげる。

【みなみ】

- ・個別地域ケア会議について、地域住民や関係機関に周知し、知つてもらうことで参加を促していく。
- ・参加者については、専門職や第三者等を含めた参加を呼びかけ、多職種が協働し、地域課題を把握する場としていく。

【千代田】

- ・昨年1年間の活動により、地域住民やケアマネジャーと顔の見える関係ができつつある。
- ・今後は声をかけやすいセンターを目指し、地域に根差した包括支援センターを定着させていく。その中で、アセスメントに基づき、必要に応じて地域ケア会議を開催していく。

7 【介護予防ケアマネジメント業務(総合事業のケアマネジメント)】

令和6年度 運営方針		
<ul style="list-style-type: none"> ・本人の主体的な活動と生活の質の向上のため、本人できる能力を最大限発揮できるよう支援を行う。 ・具体的な目標を明確にしつつ、多様な社会資源を活用し、本人のできる能力を阻害するサービスを提供しないよう配慮する。 		
令和6年度 事業計画		
【全包括協働で行うこと】		
<p>【基幹型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地域の特性を把握した上で、個人の面談時や団体への講話時などに、介護予防に取り組むことが自らの健康的な生活の継続につながるということを意識できるようにアプローチしていく。 ・「介護予防のすすめ」（仮名）のフローチャートを活用しながら、窓口対応の統一化を図る。また、本人自身が自分の能力に気づき、持つ能力を最大限に発揮して生活ができるように働きかける。 ・社会福祉協議会と協働して「健康新命を伸ばそう教室」を開催し、講座内にグループワーク等を取り入れたり、学んだ内容を自宅でも実践するなど、本人が主体的に活動できるよう働きかけを行う。また、フレイル状態の方を把握し、週いち貯筋体操など地域の体操や活動の場につなげていくことで、介護予防への意識を自らが高めていけるように働きかける。 	<p>【みなみ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「利用者の自立の可能性を最大限に引き出す支援」を基本に支援する。出前講座や総合相談時に、基本チェックリスト等を行い、自身の体の状態をチェックして頂き、それぞれに必要な介護予防について周知する。また、自身の持っている身体的、社会的な強みを引き出し、活動につなげる関わりをする。その後の状態についても、モニタリングを行いフォローしていく。 ・住み慣れた地域で安心して生活していくために、元気高齢者に対して、自立支援やセルフケアマネジメントの考え方を伝え、実践して頂く。サロンや地域の集まりで、地域の専門職と協働し、周知・啓発を行う。 ・必要な社会資源を開発するため把握した課題を、市や生活支援コーディネーターと共有する。 	<p>【千代田】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区診断による地域の特性を踏まえ、前期高齢者を対象にした介護予防及び、フレイルに関する知識・情報を提供していく場を設ける。包括内で多職種との連携を行い、他事業と一体的に開催していく。 ・市と連携し、地域とのつながりから離れてしまった方の把握に努める。 ・個別ケースに丁寧に対応する事で、ニーズの把握を行い、地域課題に対する解決策を構築していく。

8 【指定介護予防支援業務】

令和6年度 運営方針		
<ul style="list-style-type: none"> 要支援者が介護予防サービス等の適切な利用を行うことができるよう、心身の状況や環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成する。 指定居宅介護支援事業所へ委託する場合、特定の事業所へ委託が偏らないよう留意しつつ、委託後もセンターの専門職が適切に関与し、必要な支援を行う。 		
【基幹型】	【みなみ】	【千代田】
<ul style="list-style-type: none"> 包括内部・外部の研修や、主任ケアマネジャー連絡会主催の事例検討会の参加を通じてケアマネジャーの資質向上を図り、介護予防・重度化防止に資するケアプランを作成する。 チーム対応力強化のため毎日、情報交換やミニカンファレンス等を行う。 感染症や自然災害が発生した場合であっても、介護サービスが安定的・継続的に提供されるよう、業務継続計画（BCP）に基づき、職員の研修と訓練を実施する。 法人内の虐待防止検討委員会と連携を図り、職員研修の実施及び指針の作成、マニュアルの整備等を行い、高齢者虐待防止に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> 心身機能の改善だけではなく、地域の中で生きがいや役割を持つて生活できるよう支援する。介護保険サービスだけではなく、地域の社会資源や助けあいの活動など、多様な資源を介護予防計画に位置付け、利用者の自立的な生活を支援していく。 業務継続計画（BCP）について職員が理解し、訓練を行い、自然災害発生時等の体制を整える。 高齢者虐待防止について定期的に職員研修を行い、高齢者の権利擁護に努める。 地域の社会資源や情報、インフォーマルサービスについて、隨時、センター内で共有し支援に活用していく。 	<ul style="list-style-type: none"> プラン作成においては、丁寧な聞き取りにより、ニーズの把握を行う上で、一人一人に合った正確な情報提供を行う。このことにより適切なサービスの利用につなげていく。 介護保険法の改正も予定されている事から、知識の向上を心掛け、事業所内で勉強会を開催したり、外部の勉強会や研修会に積極的に参加していく。

9 【認知症地域支援・ケア向上事業】

令和6年度 運営方針

- ・認知症基本法の理念を念頭に置き、本人の意志を尊重しつつ、本人とその家族を支える地域づくりを行う。
- ・認知症の理解を促進するため、認知症サポーター養成講座の実施や、認知症ケアパスを活用した普及啓発を行う。なお、認知症ケアパスの見直しについては、本人や家族の意見を反映させるよう配慮する。
- ・個別相談やオレンジカフェを活用してニーズの把握を行い、本人や家族を支援する。支援の際には、オレンジボランティアを活用したチームオレンジの整備を視野に入れつつ、支援体制の構築を行う。

令和6年度 事業計画

【全包括協働で行うこと】

- ・認知症の正しい理解促進のため、啓発活動を行う
- ・認知症の人と家族を支える地域づくりのため、ボランティア養成や活動支援、地域の支援チームであるチームオレンジの構築を目指す。
- ・医療、介護の専門職が連携し、認知症の人と家族の支援を切れ目なく行えるように支援体制を構築する。
- ・アルツハイマー月間にイベントを開催し、「認知症の正しい理解」について周知を行う。

【基幹型】

- ・認知症の人とその家族が、地域住民の一人として在宅生活を継続できるよう、地域ケア会議の開催やチームオレンジを構築して支援する。
- ・地域で安心して生活できるよう、オレンジカフェの開催を支援する。また、西中B地区における新たなカフェの立ち上げを支援する。
- ・認知症の早期相談の促進のため、民生委員や医療機関と連携を深める。
- ・認知症の正しい理解促進のための啓発活動として、認知症サポーター養成講座を小学生、商業施設、地域住民向けに開催する。
- ・個別支援の際、介護のみでなく医療とも連携を強化し、専門職と協働して切れ目のない支援を行う。

【みなみ】

- ・令和5年度に立ち上げたオレンジカフェのサポートを行う。
- ・認知症に関する市民向け講座を開催する。認知症の理解を促したい地域には、積極的に開催を働きかける。
- ・アルツハイマー月間にオレンジボランティア等の協力を得て、共に作り上げるイベントを開催する。
- ・認知症行方不明者への対応として、対策グッズやツールについて職員が理解し、具体的に分かりやすい情報提供や利用支援を行い対策を広めて行く。
- ・他機関との連携をスムーズにするため、オレンジ連携シートの活用を積極的に行う。そのため、オレンジ連携シート活用方法の内部勉強会を行う。

【千代田】

- ・個別ケースの相談に丁寧に対応する事で、安心して生活するための地域資源の一端を、包括支援センターが担っていく。
- ・全包括協働以外にも、認知症サポーター養成講座が開催できるよう、キャラバンメイトの発掘・育成を行える体制を構築していく。
- ・地域の集まりの場所が偏っている事から、ニーズで把握された地域にオレンジカフェが開催できるよう、準備を行っていく。
- ・認知症に関する知識や対応方法を広く周知するため、ケアパスの普及や講座の開催を行う。

10 【認知症初期集中支援推進事業】

令和6年度 運営方針

- ・認知症の初期段階から介入できるよう、他の地域支援事業とも連携を図る。

令和6年度 事業計画

- ・認知症の初期から、地域とのつながりを持って在宅生活を継続できるよう、早期に把握し集中的に支援することにより、生活支援体制を構築する。また、介護者の認知症理解を促進し、負担の軽減を図る。
- ・認知症の正しい理解の促進とチームの啓発のため、普及啓発講座の開催、「ふくし四街道」、市政だよりで広報活動を行う。
- ・認知症の人と家族が初期症状から継続的、包括的に支援を受けられるよう、医療・介護専門職との連携を図る。

11 【生活支援体制整備事業】

令和6年度 運営方針
・既存の社会資源の把握とネットワーク化や社会資源を発掘するとともに、新たな生活支援サービスの開発や育成を行う。また、社会資源と地域が求めるニーズとのマッチングが行える体制構築を行う。
令和6年度 事業計画
<p>【基幹型】</p> <p>【第1層】</p> <ul style="list-style-type: none">・四街道市地域支えあい推進会議を開催し、市内全域における地域課題や活動の進捗状況、活動の方向性を共有する。また、担い手不足という課題解決に向け、関係団体や府内の担当課とネットワークを構築し、仕組みづくりや資源開発などを行う。・住民、専門職、企業などが官民一体で課題を共有し、支えあいのある地域づくりを推進できることを目指し、「支えあい通信」や市、社協の広報紙等を活用して広報するとともに、啓発事業として「四街道の支えあい100人情報交換会」を継続開催していく。・様々な住民等の団体に対して、支えあい活動の推進につながる講話やワークショップを開催していく。 <p>【第2層】</p> <ul style="list-style-type: none">・自治会等の単位でその地域の実情に合わせた支えあいの仕組み（参加・支援・相談）を住民自らが考え、活動できるよう、会議やワークショップの開催を第2層生活支援コーディネーターとともに働きかけていく。・地域ケア会議に出席し、個別ケースの課題を、関係者のネットワークを活用して解決できるよう支援する。また地域課題を整理し、その解決方法としてすでにある活動を充実させたり、新たな活動を始めることができるよう、ワークショップや講話を通じて働きかける。・地域へ働きかける仕組みとしての役割を担う中学校区ごとのチームを、地域力や地域特性に合わせて充実させるとともに、第2層生活支援コーディネーターの創出を継続する。

12 【基幹型業務】

令和6年度 運営方針

- ・地域の課題や取り組みをセンター間で共有し、効果的に取り組みを推進できるよう、センター間の総合調整や後方支援などを行う。

令和6年度 事業計画

【基幹型】

- ・包括間の円滑で効果的な連携体制を確立するため、統括・調整の役割を果たす。
- ・各包括へ必要な助言や協力をすることにより、全包括の業務遂行力の維持・向上を図る。
- ・各包括の運営上の課題などを把握し、集約して市と共有し、全体で連携、協力して解決につなげていく。
- ・多問題家族への支援をスムーズに行うため、多職種、他機関との早期連携ができるよう、各分野の専門職と連携した研修会や事業を実施する。
- ・市内全域を対象とした以下の事業について、市と方向性を共有し協働で取り組むとともに、地域型包括間の調整を図る。
 - ①専門職を対象とした虐待防止に関する啓発及び研修の開催
 - ②自立支援のための地域ケア会議の企画、運営
 - ③成年後見制度の普及啓発
 - ④在宅医療・介護連携支援センターと協働した、介護と医療の円滑な連携に向けた取り組み
 - ⑤専門職同士のネットワーク、専門職と地域住民との連携に関する支援の実施

令和5年度 地域包括支援センター職員体制

No.	担当	職種（主）	備考	No.	担当	職種（主）	備考
基幹型包括	1	包括的支援	センター長 社会福祉士	みなみ包括	1	包括的支援	センター長 社会福祉士
	2	包括的支援	社会福祉士		2	包括的支援	主任介護支援専門員
	3	包括的支援	主任介護支援専門員		3	包括的支援	保健師相当 (看護師)
	4	包括的支援	主任介護支援専門員		4	包括的支援	社会福祉士
	5	包括的支援	保健師		5	認知症総合支援	保健師相当 (看護師)
	6	包括的支援	社会福祉士		6	プランナー	社会福祉士
	7	包括的支援	社会福祉士		7	プランナー	介護支援専門員
	8	プランナー	介護支援専門員		8	プランナー	介護支援専門員
	9	プランナー	介護支援専門員		9	プランナー	社会福祉主事
	10	プランナー	介護支援専門員	千代田包括	1	包括的支援	センター長 保健師相当 (看護師)
	11	プランナー	介護支援専門員		2	包括的支援	主任介護支援専門員
	12	認知症総合支援	保健師		3	包括的支援	社会福祉士
	13	認知症総合支援	社会福祉士		4	認知症総合支援	柔道整復師
	14	生活支援体制整備	生活支援コーディネーター		5	プランナー	社会福祉主事
	15	生活支援体制整備	事務員		6	プランナー	介護支援専門員
	16	事務	事務員		7	事務	介護支援専門員

令和6年2月1日現在

資料 No.2

令和5年度 第3回

四街道市地域包括支援センター運営等協議会資料

令和6年度地域包括支援センター予算案

令和6年 2月

四街道市 福祉サービス部 高齢者支援課

【 目 次 】

総括	1
四街道市地域包括支援センター	2
みなみ地域包括支援センター	7
千代田地域包括支援センター	11

令和6年度 全地域包括支援センター予算案（総括）

【歳入】

(単位：円)

節	令和5年度予算	令和6年度予算	増減 (R 6-R 5)
市受託金収入	139,378,453	148,286,582	8,908,129
介護予防事業繰入金	1,821,696	1,596,768	△ 224,928
介護保険収入	35,159,148	36,243,720	1,084,572
支払資金残高繰入収入	1,997,139	1,862,691	△ 134,448
合計	178,356,436	187,989,761	9,767,773

【歳出】

(単位：円)

節	令和5年度予算	令和6年度予算	増減 (R 6-R 5)
人件費	職員俸給	85,491,758	87,285,710
	職員諸手当	21,623,814	23,047,561
	法定福利費	26,002,877	27,078,054
	臨時職員給与	26,482,048	29,920,002
事務費	福利厚生費	371,309	332,119
	旅費交通費	394,400	505,200
	負担金支出	43,000	43,000
	諸謝金	610,000	603,000
事業費	消耗品費	792,215	751,482
	車輌燃料費	588,346	653,086
	食料費	8,560	10,360
	印刷製本費	830,131	802,629
	光熱水費	0	0
	修繕費	194,600	533,495
	通信運搬費	2,023,902	2,120,512
	手数料	772,560	1,301,849
	業務委託費	2,418,696	2,454,930
	賃借料	6,258,415	6,191,361
	研修費	256,000	262,800
	保険料	557,390	689,703
	保健衛生費	225,851	172,030
	公租公課費	30,600	79,800
	備品購入費	0	0
	繰出金	1,821,696	1,596,768
	予備費	558,268	1,554,310
合計		178,356,436	187,989,761
			9,633,325

令和6年度 地域包括支援センター予算案(総括)

【歳入】

(単位:円)

節	令和5年度予算	令和6年度予算	増減 (R 6-R 5)
市受託金収入	74,558,466	77,714,638	3,156,172
介護予防事業繰入金	1,173,480	1,061,016	△ 112,464
介護保険収入	13,997,772	14,463,792	466,020
支払資金残高繰入収入	1,997,139	1,862,691	△ 134,448
合計	91,726,857	95,102,137	3,509,728

【歳出】

(単位:円)

節	令和5年度予算	令和6年度予算	増減 (R 6-R 5)
人件費	職員俸給	42,644,658	44,936,870
	職員諸手当	8,166,534	7,906,063
	法定福利費	13,890,462	14,445,761
	臨時職員給与	16,922,588	17,169,856
事務費	福利厚生費	121,000	122,710
	旅費交通費	50,000	33,400
	負担金支出	41,000	41,000
事業費	諸謝金	610,000	603,000
	消耗品費	485,354	456,555
	車輌燃料費	256,490	325,400
	食料費	8,560	10,360
	印刷製本費	421,891	368,445
	光熱水費	0	0
	修繕費	153,600	303,800
	通信運搬費	934,650	955,660
	手数料	32,360	111,649
	業務委託費	2,418,696	2,410,380
	賃借料	2,989,104	3,283,970
	研修費	106,000	106,000
	保険料	207,230	335,310
	保健衛生費	10,368	8,500
	公租公課費	26,600	50,200
	備品購入費	0	0
	繰出金	1,173,480	1,061,016
	予備費	56,232	56,232
合計		91,726,857	95,102,137
			3,375,280

令和6年度 地域包括支援センター予算案(包括)

【歳入】

(単位:円)

節	令和5年度予算	令和6年度予算	増減 (R6-R5)
市受託金収入	50,203,105	51,839,826	1,636,721
介護予防事業繰入金	1,155,720	1,043,256	△ 112,464
合計	51,358,825	52,883,082	1,524,257

【歳出】

(単位:円)

節	令和5年度予算	令和6年度予算	増減 (R6-R5)
人件費	職員俸給	29,403,354	30,910,014
	職員諸手当	6,201,210	5,789,409
	法定福利費	8,956,785	9,259,185
	臨時職員給与	3,220,260	3,220,260
事務費	福利厚生費	54,400	71,910
	旅費交通費	16,000	8,400
	負担金支出	41,000	41,000
事業費	諸謝金	200,000	170,000
	消耗品費	130,109	109,835
	車輳燃料費	124,520	133,160
	食料費	1,200	960
	印刷製本費	239,760	151,579
	光熱水費	0	0
	修繕費	121,800	123,800
	通信運搬費	768,570	793,180
	手数料	5,940	45,177
	業務委託費	182,308	191,548
	賃借料	1,507,089	1,659,095
	研修費	20,000	20,000
	保険料	139,610	159,470
	保健衛生費	7,310	7,100
	公租公課費	17,600	18,000
	備品購入費	0	0
	繰出金	0	0
	予備費	0	0
合計		51,358,825	52,883,082
			1,524,257

令和6年度 地域包括支援センター予算案(認知)

【歳入】

(単位:円)

節	令和5年度予算	令和6年度予算	増減(△R6-R5)
市受託金収入	14,027,333	15,008,883	981,550
介護予防事業繰入金	8,880	8,880	0
合計	14,036,213	15,017,763	981,550

【歳出】

(単位:円)

節	令和5年度予算	令和6年度予算	増減(△R6-R5)
人件費	職員俸給	9,102,120	9,708,464
	職員諸手当	1,359,534	1,375,749
	法定福利費	2,545,421	2,685,349
	臨時職員給与	0	0
事務費	福利厚生費	14,800	12,000
	旅費交通費	12,000	8,200
	負担金支出	0	0
事業費	諸謝金	350,000	373,000
	消耗品費	70,055	70,055
	車輌燃料費	0	32,040
	食料費	480	600
	印刷製本費	90,531	117,080
	光熱水費	0	0
	修繕費	0	45,000
	通信運搬費	1,680	1,680
	手数料	500	14,410
	業務委託費	52,088	54,728
	賃借料	382,306	418,503
	研修費	48,000	48,000
	保険料	3,640	43,505
	保健衛生費	3,058	1,400
	公租公課費	0	8,000
	備品購入費	0	0
	繰出金	0	0
	予備費	0	0
合計		14,036,213	15,017,763
			981,550

令和6年度 地域包括支援センター予算案(生活)

【歳入】

(単位:円)

節	令和5年度予算	令和6年度予算	増減 (R6-R5)
市受託金収入	10,328,028	10,865,929	537,901
介護予防事業繰入金	8,880	8,880	0
合計	10,336,908	10,874,809	537,901

【歳出】

(単位:円)

節	令和5年度予算	令和6年度予算	増減 (R6-R5)
人件費	職員俸給	4,139,184	4,318,392
	職員諸手当	605,790	740,905
	法定福利費	1,264,312	1,248,393
	臨時職員給与	1,750,840	1,825,350
事務費	福利厚生費	14,800	16,000
	旅費交通費	18,800	12,000
	負担金支出	0	0
事業費	諸謝金	60,000	60,000
	消耗品費	253,070	244,820
	車輳燃料費	0	32,040
	食料費	6,880	8,800
	印刷製本費	55,600	63,786
	光熱水費	0	0
	修繕費	0	45,000
	通信運搬費	8,400	8,400
	手数料	500	15,290
	業務委託費	1,972,088	1,974,728
	賃借料	152,004	178,400
	研修費	30,000	30,000
	保険料	3,640	43,505
	保健衛生費	0	0
	公租公課費	1,000	9,000
	備品購入費	0	0
	繰出金	0	0
	予備費	0	0
合計		10,336,908	10,874,809
			537,901

令和6年度 地域包括支援センター予算案(介護予防)

【歳入】

(単位 : 円)

節	令和5年度予算	令和6年度予算	増減 (R 6-R 5)
介護保険収入	13,997,772	14,463,792	466,020
支払資金残高繰入収入	1,997,139	1,862,691	△ 134,448
合計	15,994,911	16,326,483	331,572

【歳出】

(単位 : 円)

節	令和5年度予算	令和6年度予算	増減 (R 6-R 5)
人件費	職員俸給	0	0
	職員諸手当	0	0
	法定福利費	1,123,944	1,252,834
	臨時職員給与	11,951,488	12,124,246
事務費	福利厚生費	37,000	22,800
	旅費交通費	3,200	4,800
	負担金支出	0	0
事業費	諸謝金	0	0
	消耗品費	32,120	31,845
	車輌燃料費	131,970	128,160
	食料費	0	0
	印刷製本費	36,000	36,000
	光熱水費	0	0
	修繕費	31,800	90,000
	通信運搬費	156,000	152,400
	手数料	25,420	36,772
	業務委託費	212,212	189,376
	賃借料	947,705	1,027,972
	研修費	8,000	8,000
	保険料	60,340	88,830
	保健衛生費	0	0
	公租公課費	8,000	15,200
	備品購入費	0	0
	繰出金	1,173,480	1,061,016
	予備費	56,232	56,232
合計		15,994,911	16,326,483
			331,572

令和6年度 みなみ地域包括支援センター予算案(総括)

【歳入】

(単位:円)

節	令和5年度予算	令和6年度予算	増減(△ R6-R5)
市受託金収入	38,719,987	45,387,752	6,667,765
介護予防事業繰入金	432,144	319,680	△ 112,464
介護保険収入	13,445,640	14,064,192	618,552
合計	52,597,771	59,771,624	7,173,853

【歳出】

(単位:円)

節	令和5年度予算	令和6年度予算	増減(△ R6-R5)
人件費	職員俸給	24,457,100	29,640,840
	職員諸手当	6,677,280	6,723,498
	法定福利費	8,085,215	8,925,733
	臨時職員給与	9,559,460	10,446,146
事務費	福利厚生費	86,009	90,409
	旅費交通費	3,600	3,200
	負担金支出	1,000	1,000
	諸謝金	0	0
事業費	消耗品費	110,939	99,205
	車輌燃料費	212,336	199,526
	食料費	0	0
	印刷製本費	96,240	122,184
	光熱水費	0	0
	修繕費	41,000	229,695
	通信運搬費	639,252	642,852
	手数料	2,200	2,200
	業務委託費	0	44,550
	賃借料	1,399,711	1,398,271
	研修費	63,000	25,000
	保険料	284,360	276,713
	保健衛生費	91,353	26,200
	公租公課費	4,000	29,600
	備品購入費	0	0
	繰出金	432,144	319,680
	予備費	351,572	525,122
合計		52,597,771	59,771,624
			7,173,853

令和6年度 みなみ地域包括支援センター予算案(包括)

【歳入】

(単位 : 円)

節	令和5年度予算	令和6年度予算	増減 (R6-R5)
市受託金収入	32,542,513	39,068,046	6,525,533
介護予防事業繰入金	432,144	319,680	△ 112,464
合計	32,974,657	39,387,726	6,413,069

【歳出】

(単位 : 円)

節	令和5年度予算	令和6年度予算	増減 (R6-R5)
人件費	職員俸給	20,467,200	25,558,540
	職員諸手当	5,473,680	5,515,733
	法定福利費	5,318,159	6,496,134
	臨時職員給与	0	0
事務費	福利厚生費	39,095	41,095
	旅費交通費	1,000	800
	負担金支出	1,000	1,000
事業費	諸謝金	0	0
	消耗品費	40,759	32,531
	車輌燃料費	104,208	96,312
	食料費	0	0
	印刷製本費	43,200	52,560
	光熱水費	0	0
	修繕費	21,500	114,848
	通信運搬費	477,228	477,228
	手数料	880	880
	業務委託費	0	22,275
	賃借料	795,503	795,503
	研修費	10,000	10,000
	保険料	142,692	143,331
	保健衛生費	38,553	13,356
	公租公課費	0	15,600
	備品購入費	0	0
	繰出金	0	0
	予備費	0	0
合計		32,974,657	39,387,726
			6,413,069

令和6年度 みなみ地域包括支援センター予算案(認知)

【歳入】

(単位:円)

節	令和5年度予算	令和6年度予算	増減 (R6-R5)
市受託金収入	6,177,474	6,319,706	142,232
介護予防事業繰入金	0	0	0
合計	6,177,474	6,319,706	142,232

【歳出】

(単位:円)

節	令和5年度予算	令和6年度予算	増減 (R6-R5)
人件費	職員俸給	3,989,900	4,082,300
	職員諸手当	735,000	758,065
	法定福利費	933,976	962,948
	臨時職員給与	0	0
事務費	福利厚生費	7,819	8,219
	旅費交通費	1,000	800
	負担金支出	0	0
事業費	諸謝金	0	0
	消耗品費	30,558	30,558
	車輌燃料費	34,736	32,104
	食料費	0	0
	印刷製本費	15,840	11,520
	光熱水費	0	0
	修繕費	6,500	38,832
	通信運搬費	126,504	126,504
	手数料	440	440
	業務委託費	0	7,425
	賃借料	201,414	201,414
	研修費	38,000	5,000
	保険料	41,540	41,955
	保健衛生費	14,247	6,422
	公租公課費	0	5,200
	備品購入費	0	0
	繰出金	0	0
	予備費	0	0
合計		6,177,474	6,319,706
			142,232

令和6年度 みなみ地域包括支援センター予算案(介護予防)

【歳入】

(単位:円)

節	令和5年度予算	令和6年度予算	増減 (R 6-R 5)
介護保険収入	13,445,640	14,064,192	618,552
合計	13,445,640	14,064,192	618,552

【歳出】

(単位:円)

節	令和5年度予算	令和6年度予算	増減 (R 6-R 5)
人件費	職員俸給	0	0
	職員諸手当	468,600	449,700
	法定福利費	1,833,080	1,466,651
	臨時職員給与	9,559,460	10,446,146
事務費	福利厚生費	39,095	41,095
	旅費交通費	1,600	1,600
	負担金支出	0	0
	諸謝金	0	0
事業費	消耗品費	39,622	36,116
	車輌燃料費	73,392	71,110
	食料費	0	0
	印刷製本費	37,200	58,104
	光熱水費	0	0
	修繕費	13,000	76,015
	通信運搬費	35,520	39,120
	手数料	880	880
	業務委託費	0	14,850
	賃借料	402,794	401,354
	研修費	15,000	10,000
	保険料	100,128	91,427
	保健衛生費	38,553	6,422
	公租公課費	4,000	8,800
	備品購入費	0	0
	繰出金	432,144	319,680
	予備費	351,572	525,122
合計		13,445,640	14,064,192
			618,552

令和6年度 千代田地域包括支援センター予算案(総括)

【歳入】

(単位 : 円)

節	令和5年度予算	令和6年度予算	増減 (R 6-R 5)
市受託金収入	26,100,000	25,184,192	△ 915,808
介護予防事業繰入金	216,072	216,072	0
介護保険収入	7,715,736	7,715,736	0
合計	34,031,808	33,116,000	△ 915,808

【歳出】

(単位 : 円)

節	令和5年度予算	令和6年度予算	増減 (R 6-R 5)
人件費	職員俸給	18,390,000	12,708,000
	職員諸手当	6,780,000	8,418,000
	法定福利費	4,027,200	3,706,560
	臨時職員給与	0	2,304,000
事務費	福利厚生費	164,300	119,000
	旅費交通費	340,800	468,600
	負担金支出	1,000	1,000
事業費	諸謝金	0	0
	消耗品費	195,922	195,722
	車輌燃料費	119,520	128,160
	食料費	0	0
	印刷製本費	312,000	312,000
	光熱水費	0	0
	修繕費	0	0
	通信運搬費	450,000	522,000
	手数料	738,000	1,188,000
	業務委託費	0	0
	賃借料	1,869,600	1,509,120
	研修費	87,000	131,800
	保険料	65,800	77,680
	保健衛生費	124,130	137,330
	公租公課費	0	0
	備品購入費	0	0
	繰出金	216,072	216,072
	予備費	150,464	972,956
合計		34,031,808	33,116,000
			△ 915,808

令和6年度 千代田地域包括支援センター予算案(包括)

【歳入】

(単位: 円)

節	令和5年度予算	令和6年度予算	増減 (R 6-R 5)
市受託金収入	19,534,000	19,074,324	△ 459,676
介護予防事業繰入金	216,072	216,072	0
合計	19,750,072	19,290,396	△ 459,676

【歳出】

(単位: 円)

節	令和5年度予算	令和6年度予算	増減 (R 6-R 5)
人件費	職員俸給	10,780,000	8,220,000
	職員諸手当	3,900,000	5,930,000
	法定福利費	2,348,800	2,264,000
	臨時職員給与	0	0
事務費	福利厚生費	21,900	51,000
	旅費交通費	255,600	255,600
	負担金支出	1,000	1,000
事業費	諸謝金	0	0
	消耗品費	112,322	112,322
	車輌燃料費	71,712	76,896
	食料費	0	0
	印刷製本費	252,000	252,000
	光熱水費	0	0
	修繕費	0	0
	通信運搬費	275,400	347,400
	手数料	456,000	726,000
	業務委託費	0	0
	賃借料	1,121,760	905,472
	研修費	39,000	39,000
	保険料	38,900	46,028
	保健衛生費	75,678	63,678
	公租公課費	0	0
	備品購入費	0	0
	繰出金	0	0
	予備費	0	0
合計		19,750,072	19,290,396
			△ 459,676

令和6年度 千代田地域包括支援センター予算案(認知)

【歳入】

(単位:円)

節	令和5年度予算	令和6年度予算	増減(△ R6-R5)
市受託金収入	6,566,000	6,109,868	△ 456,132
介護予防事業繰入金	0	0	0
合計	6,566,000	6,109,868	△ 456,132

【歳出】

(単位:円)

節	令和5年度予算	令和6年度予算	増減(△ R6-R5)
人件費	職員俸給	3,710,000	2,328,000
	職員諸手当	1,200,000	2,128,000
	法定福利費	785,600	712,960
	臨時職員給与	0	0
事務費	福利厚生費	7,300	17,000
	旅費交通費	85,200	85,200
	負担金支出	0	0
事業費	諸謝金	0	0
	消耗品費	38,600	38,600
	車輳燃料費	23,904	25,632
	食料費	0	0
	印刷製本費	30,000	30,000
	光熱水費	0	0
	修繕費	0	0
	通信運搬費	91,800	91,800
	手数料	141,000	231,000
	業務委託費	0	0
	賃借料	373,920	301,824
	研修費	38,000	82,800
	保険料	13,450	15,826
	保健衛生費	27,226	21,226
	公租公課費	0	0
	備品購入費	0	0
	繰出金	0	0
	予備費	0	0
合計		6,566,000	6,109,868
			△ 456,132

令和6年度 千代田地域包括支援センター予算案(介護予防)

【歳入】

(単位：円)

節	令和5年度予算	令和6年度予算	増減（R6-R5）
介護保険収入	7,715,736	7,715,736	0
合計	7,715,736	7,715,736	0

【歳出】

(単位：円)

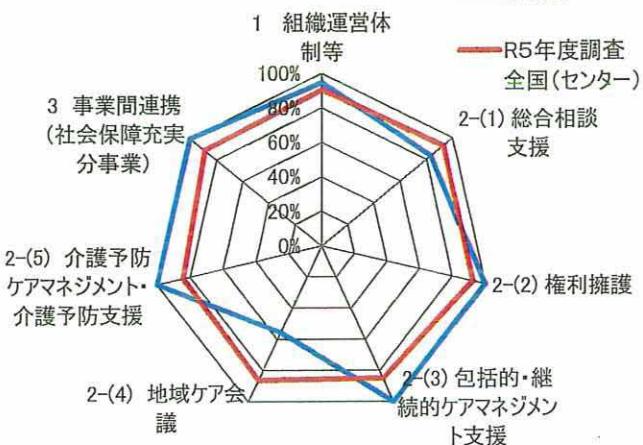
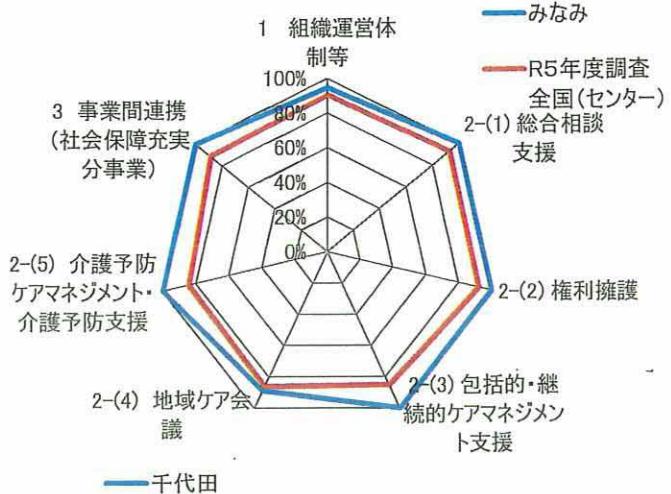
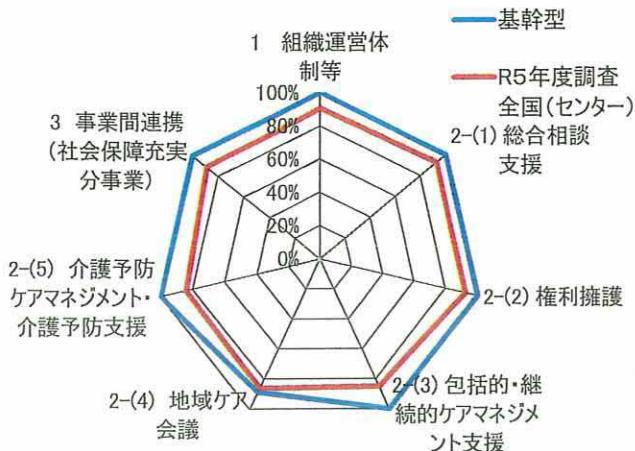
節	令和5年度予算	令和6年度予算	増減（R6-R5）
人件費	職員俸給	3,900,000	2,160,000 △ 1,740,000
	職員諸手当	1,680,000	360,000 △ 1,320,000
	法定福利費	892,800	729,600 △ 163,200
	臨時職員給与	0	2,304,000 2,304,000
事務費	福利厚生費	135,100	51,000 △ 84,100
	旅費交通費	0	127,800 127,800
	負担金支出	0	0 0
事業費	諸謝金	0	0 0
	消耗品費	45,000	44,800 △ 200
	車輌燃料費	23,904	25,632 1,728
	食料費	0	0 0
	印刷製本費	30,000	30,000 0
	光熱水費	0	0 0
	修繕費	0	0 0
	通信運搬費	82,800	82,800 0
	手数料	141,000	231,000 90,000
	業務委託費	0	0 0
	賃借料	373,920	301,824 △ 72,096
	研修費	10,000	10,000 0
	保険料	13,450	15,826 2,376
	保健衛生費	21,226	52,426 31,200
	公租公課費	0	0 0
	備品購入費	0	0 0
	繰出金	216,072	216,072 0
	予備費	150,464	972,956 822,492
合計		7,715,736	7,715,736 0

地域包括支援センターの事業評価について

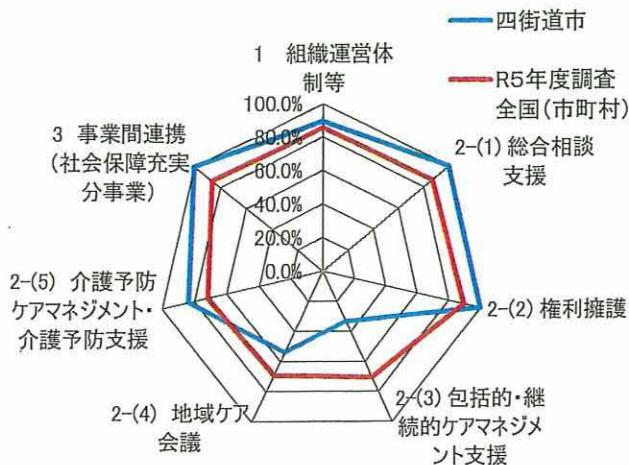
令和6年2月

図：地域包括支援センターの取組状況（令和4年度）

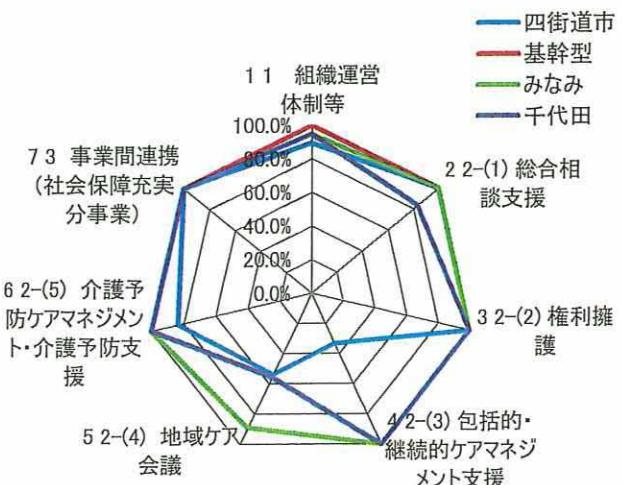
各センターと全国平均の比較



市町村と全国平均の比較



市町村と各センターの比較



令和5年度 第3回 運営等協議会資料

地域包括支援センターの事業評価について

1. 当市の地域包括支援センターの特徴

全体的にバランスよく業務に取り組むことができている。R 5年1月に開設した千代田包括では地域ケア会議及び総合相談支援で全国平均を下回ったが、それ以外の項目や、他の2包括は全体的に全国平均を上回っている。

2. 現状で取組が進んでいない業務とその要因

市では「包括的・継続的ケアマネジメント支援」・「地域ケア会議」、包括は「地域ケア会議」が進んでいない。

「包括的・継続的ケアマネジメント支援」では、市の職員と地域包括支援センターの主任介護支援専門員との連携不足が要因として考えられる。

「地域ケア会議」について、市の職員は「自立支援型地域ケア会議」へ参加しているが、各地域包括支援センターが行っている「個別地域ケア会議」には参加していないことが要因として考えられる。

包括の「センター主催の地域ケア会議の運営方針を、会議参加者・地域の関係機関に対して周知しているか」では、方針の共有が市と包括とで適切に行えていなかったことが要因として考えられる。

3. 市の取組とセンターの取組に差がみられる業務とその要因

特に「包括的・継続的ケアマネジメント支援」・「地域ケア会議」に差がみられている。「包括的ケアマネジメント支援」では各地域包括支援センターの主任介護支援専門員が介護支援専門員等の課題等を把握し、解決に向けた取り組みを行っているが、その取り組みについて、市で十分に把握できていない。また、地域ケア会議では、現状、個別地域ケア会議へは、市の担当者が参加者として呼ばれた場合のみ出席している。令和4年度に出席した会議はなかったが、実施後の報告を提出してもらい、把握に努めている。

4. 今後の取組

主任介護支援専門員連絡会等に市職員が参加し、各地域包括支援センターの主任介護支援専門員との情報共有や役割分担をすることで包括的・継続的ケアマネジメントの取り組みを推進する。地域ケア会議については、実施後の報告から地域包括支援センター職員と協議し、地域の課題把握を行っていく。

また、会議参加者や地域の関係機関に対してはチラシを作成し、周知を図っていく。

指定介護予防支援等の再委託の要件について

第1号介護予防支援事業及び指定介護予防支援事業を行う地域包括支援センターは、指定介護予防支援等の一部を居宅介護支援事業者に委託することができるものとされています。（介護保険法第115条の23第3項及び介護保険法第115条の47第5項）

また、再委託事業者の選定に当たっては、公正・中立性を確保する観点より、本協議会の議を経て、承認をいただくこととなっております。（地域包括支援センターの設置運営について（厚生労働省通知））（四街道市地域包括支援センター運営等協議会設置要綱第2条第1項第1号エ）

しかしながら、再委託の届出が提出される都度、本協議会を開催し、事前に承認を得るのは困難なことから、事務局による審査により承認し、本協議会は、その直後の会議で事後承認をいただく運用としております。

再委託にあたり、基準がないと不公平につながるとのご意見をいただき、「地域包括支援センターの設置運営について（厚生労働省通知）」内の「事業の留意点」を参考に、以下の通り、再委託にあたっての要件を作成しました。

【再委託の要件】

指定介護予防支援事業を再委託する場合、以下の①から④の要件をすべて満たしており、アセスメント業務や介護予防サービス・支援計画の作成業務等が一体的に行えるよう、地域包括支援センターが配慮できること。

- ① 業務を再委託する指定居宅介護支援事業者は、介護予防支援に関する研修を受講するなど、必要な知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する事業者であること。
- ② 委託先の事業者が介護予防サービス・支援計画の原案を作成する場合には、当該計画が適切に作成されているか、内容が妥当か等について地域包括支援センターが確認できること。
- ③ 再委託先が、正当な理由なしに特定の指定居宅介護支援事業者に偏っていないこと。
- ④ 再委託先の指定居宅介護支援事業所の業務に支障の無い範囲であること。

【再委託事業者承認の流れ】

1. 地域包括支援センターから市へ、承認依頼
 - ・承認依頼文に再委託予定事業者より收受した書類（運営規定、指定通知書、予防プラン作成予定者の介護支援専門員一覧と資格者証の写し、受託事業者申請書）を添付し、市へ提出
2. 市から地域包括支援センターへ、承認通知
 - ・提出書類を基に、委託要件を満たしているか確認
3. 地域包括支援センター運営等協議会での承認（事後承認）

(参考資料)

「地域包括支援センターの設置運営について（厚生労働省通知）」一部抜粋

5 事業の留意点

(1) 指定介護予防支援業務の委託について

指定介護予防支援事業者たるセンターは、指定介護予防支援業務のうち一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができるものとされている。この委託に当たっては、次の点に留意の上、行うこととする。

- ① 公正・中立性を確保する観点から、委託について運営協議会の議を経る必要があること。
- ② 指定介護予防支援事業者が業務の一部を委託する場合においても、指定介護予防支援基準第30条に規定するアセスメント業務や介護予防サービス計画の作成業務等が一体的に行われるよう配慮しなければならないこと。
- ③ 業務を受託する指定居宅介護支援事業者は、都道府県知事が実施する介護予防支援に関する研修を受講する等必要な知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する事業者である必要があること。
- ④ 指定介護予防支援に係る責任主体は、指定介護予防支援事業者たるセンターであり、委託を行った場合であっても、委託先の指定居宅介護支援事業者が介護予防サービス計画の原案を作成する場合には、当該計画が適切に作成されているか、内容が妥当か等について確認を行うこと、また、委託先の指定居宅介護支援事業者が評価を行った場合には、当該評価の内容について確認を行い、当該評価を踏まえ今後の指定介護予防支援の方針等を決定すること。
- ⑤ 委託料については、介護予防サービス計画費、指定居宅介護支援事業所への委託範囲を勘案して、業務量に見合った適切な額を、センターが指定居宅介護支援事業所との契約において設定すること
- ⑥ 指定介護予防支援を委託するにあたっては、正当な理由なしに特定の指定居宅介護支援事業者に偏らないこと。
- ⑦ 指定介護予防支援を委託するにあたっては、委託先の指定居宅介護支援事業所の業務に支障の無い範囲で委託すること

「四街道市地域包括支援センター運営等協議会設置要綱」

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) センターの設置等に係る次に掲げる事項の承認に関すること。

ア センターの担当する圏域の設定

イ センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の委託

ウ センターの業務を委託された法人による予防給付に係る事業の実施

エ センターが予防給付に係るマネジメント業務を委託できる居宅介護支援事業所の選定又は変更

指定介護予防支援等の再委託事業所の承認

○新たな承認事業所は以下のとおりです。

■地域包括支援センターの今後の整備方針等について

四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第9期計画への記載内容

施策名	①地域包括支援センターの機能強化	担当課	高齢者支援課
事業内容	<p>地域包括支援センターは高齢者の総合相談窓口としての機能を担っています。保健師による介護予防ケアマネジメント、社会福祉士による総合相談・支援、虐待防止や権利擁護事業、主任ケアマネジャーによる包括的・継続的ケアマネジメント※支援を行っており、さらに認知症施策の推進のための専門職を配置し、各専門職が相互に連携・協働しながら、高齢者とその家族への総合的な支援を行っています。<u>地域包括支援センターの主な業務である相談体制強化のため、人員の増員や地域包括支援センターの適正配置のあり方について検討します。</u></p> <p>また、地域共生社会の視点を踏まえ、障がい・児童・生活困窮を含む複雑化・複合化した支援ニーズについても、重層的支援体制整備事業を通じて、各支援機関と連携を図りながら対応していきます。</p>		

①「みなみ地域包括支援センター」の相談機能の強化、環境改善

- ・令和6年度予算において、専門職1名分の予算を増額します。
- ・相談室の環境改善を検討します。(施設内相談室の活用など)

②今後の整備方針

- ・地域の高齢者の状況や各センターの運営状況を踏まえ、今後の増設について検討してまいります。